

ひき逃げ事件
重大交通事故の
被害者・ご家族のために



山口県警察

はじめに

このパンフレットでは、皆様に

- 警察が行う被害者支援制度とはどのようなものか
- 加害者（犯人）はどのような刑事手続で処罰されるのか
- 捜査で被害者やその御家族にお願いすることは何か
- 被害者やその御家族が利用できる制度や自動車の保険制度
- 各種相談機関の窓口

などをお知らせしています。少しでもお役に立てば幸いです。

支 援 担 当 者

警察署

課

係

高速道路交通警察隊

分駐隊

氏名



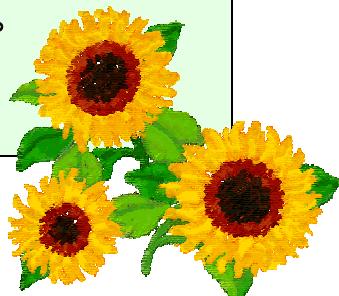
氏名



※ このパンフレットでは、重大な交通事故・事件の被害者や
その御家族を「被害者等の方」と記載しています。

専門的で多くの内容が書かれていますので、分からないことや
理解できない内容は遠慮なく支援担当者に問い合わせてください。

不安がなくなるまで支援を行いますので、どんな些細な疑問で
も、また何度も聞かれても構いませんので安心してください。



目 次

1 被害者等の方に対する警察からの支援

| | |
|----------------|---|
| ○ 被害者支援要員制度 | 1 |
| ○ 被害者連絡制度 | 1 |
| ○ 行政処分に関する情報提供 | 2 |
| ○ 警察の相談窓口 | 2 |

2 警察以外の機関による支援や連絡制度について

| | |
|-------------------------|---|
| ○ 検察庁における被害者支援員制度 | 3 |
| ○ 法務省の各機関における被害者等通知制度等 | 3 |
| ○ 犯罪被害者等早期援助団体における被害者支援 | 4 |

3 加害者（犯人）の処罰等について

| | |
|---------------------|---|
| ○ 捜査・事件送致・起訴・公判 | 5 |
| ○ 更生保護において利用できる主な制度 | 9 |

4 自動車保険等について

| | |
|----------------------|----|
| ○ 自賠責保険(共済)と任意保険(共済) | 10 |
| ○ 政府の保障事業 | 12 |
| ○ その他の賠償請求 | 14 |

5 援助や救済制度について

| | |
|-------------------|----|
| ○ 経済的支援や各種支援・福祉制度 | 15 |
| ○ 税法上の救済制度 | 17 |

6 心のケア・カウンセリング等の支援

| | |
|---------------------------|----|
| ○ 被害者等支援心理カウンセラー制度（山口県警察） | 18 |
| ○ 山口県精神保健福祉センター（心の健康電話相談） | 18 |
| ○ 公益社団法人山口被害者支援センター | 19 |

参考
資料

| | |
|-----------------------|-----|
| 資料1 刑事手続の流れ図 | …20 |
| 資料2 山口県犯罪被害者等支援条例 | …21 |
| 資料3 市町の見舞・助成金制度 | …22 |
| 資料4 県・市町の相談窓口 | …23 |
| 資料5 各種相談窓口一覧表 | …24 |
| 資料6 県下警察署・高速道路交通警察隊一覧 | …25 |

1 被害者等の方に対する警察からの支援

警察では、ひき逃げ事件や、重大な交通事故・事件の被害者等の方に対する支援や必要な情報を提供する制度があります。

被害者支援要員制度

重大な交通事故・事件が発生して間もなく、精神的に動揺されている被害者等の方に対して、指定された警察職員が、被害者等の方への付添い、各種相談の受理などの支援活動を行っています。

被害者連絡制度

被害者等の方は、事故の捜査はどうなっているのか、加害者は捕まったのか、加害者の処分はどうなったのかなどについて、大きな関心を持っておられると思います。

警察では、皆さんのこのような関心に応えるために、**重大な交通事故・事件等について、交通事故を担当した捜査員等が被害者等の方に対し、次のような情報を提供する制度**を運用しています。



事故及び相手方に関すること

- 交通事故の発生日時、場所
 - 捜査状況など
 - 加害者の住所、氏名、年齢等（少年の場合は、保護者の氏名、年齢等）
- ※ 加害者の同意が必要な場合もあります

事故の相手方の処分に関するこ

- 加害者の検挙状況
 - 加害者の処分状況
- 送致先検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、起訴された裁判所

※ 被害者等の方で、今回の交通事故のことを思い出したくないので知らせないで欲しいという方は、遠慮なく交通事故を担当した捜査員等にお話しください。

行政処分に関する情報提供

交通事故を起こした加害者には、刑事処分とは別に、行政処分が公安委員会により行われます。行政処分のうち、「取消し処分と90日以上の停止処分」については、処分が決定される前に、直接加害者に対して公開による「意見の聴取」が行われますが、代理人が出席し意見を述べることもあります。また、加害者も代理人も出席しないときは、「意見の聴取」が行われず、処分が決定します。警察では、行政処分について、お問い合わせいただければ、次の情報提供を行っています。

情報提供の内容

加害者に対して行った行政処分の内容（免許の取消し・効力停止の別及び停止の場合にはその日数）とその理由をお知らせします。

※ 対象

交通死亡事故の遺族又は交通事故により重度後遺障害を受けた方及び
その直近の家族

行政処分に関するお問い合わせ

- 山口県警察本部運転免許課行政処分係

☎ 083-973-2900 (代表)

警察の相談窓口

被害者等の方に対する支援については、警察においても専門的な立場から相談に乗ってあります。

警察総合相談電話（各種の警察相談の受付）

- 山口県警察本部警察県民課総合相談室

☎ #9110

☎ 083-933-0110



交通事故に関する警察の相談窓口

- 山口県警察本部交通指導課捜査指導係

☎ 083-933-0110

- 最寄りの警察署交通（交通捜査・地域交通）課交通捜査係

25ページの資料6「県下警察署・高速道路交通警察隊一覧」を御覧ください。

2 警察以外の機関による支援や連絡制度について

警察以外の機関が行っている支援制度には、次のようなものがあります。

検察庁における被害者支援員制度

被害者等の方の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者等の方の支援に携わる「被害者支援員」が全国の検察庁に配置されています。

被害者支援員は、被害者等の方からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者等の方の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っています。

法務省の各機関における被害者等通知制度等

検察庁、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等の方に対し、その希望に応じ、事件の処分結果、刑事裁判の結果や有罪裁判確定後の加害者の処遇状況等について通知する制度があります。これらの通知の申出先は、事件を取り扱った検察庁です。

また、少年院、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等の方に対し、その希望に応じ、保護処分を受けた加害者に係る通知（少年審判後の通知）を行っています。これらの通知の申出先は、加害者が少年院送致処分を受けた場合は、少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合は、お住まいの都道府県にある保護観察所です。

法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/>

検察庁ホームページ <http://www.kensatsu.go.jp/>



犯罪被害者等早期援助団体における被害者支援

犯罪被害者等早期援助団体とは、民間被害者支援団体のうち、被害者等の方の支援を被害直後から適正かつ確実に行うことができると認められる団体に対し、公安委員会が公的認証を与えるもので、山口県公安委員会は「[公益社団法人山口被害者支援センター](#)」を犯罪被害者等早期援助団体に指定しています。

これにより、被害者等の方の同意が得られれば、警察から支援センターに被害者等の方の支援の要請や要望等を伝達することができるとなり、早い段階から被害者等の方に関わることで、より効果的な支援を行っています。

公益社団法人「山口被害者支援センター」とは

事件や事故などによって被害を受けられた被害者等の方の精神的な支援を目的として発足した団体です。関係機関・団体と連携を取りながら、被害者等の方の抱える問題や悩みが少しでも軽減されるように、電話相談や面接での相談、病院、裁判所、警察署等への付添い支援などを無料で行っています。



山口県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人

山口被害者支援センター

○ 相談電話：083-974-5115

月～金曜日 午前10時から午後4時（祝日、年末年始を除く）



3 加害者（犯人）の処罰等について

重大な交通事故・事件が発生した場合、次のような流れで加害者が処罰されます。

※ 刑事手続の流れについては、20ページの資料1「刑事手続の流れ図」を御覧ください。

検査

検査とは、証拠を集めることにより犯人を特定し、事実関係を明らかにして事件を解決し、加害者を処罰するために行う活動をいいます。

警察は、重大な交通事故・事件が発生した場合には、次のような検査を行います。

事情聴取

加害者はもちろん被害者等の方からも、事故にあわれた状況や事故の届出をした状況などについて、担当の警察官が詳しくお聞きし、供述調書を作成することもあります。

被害者等の方には、思い出したくないこと、言いたくないことなどがあるかと思いますが、事情聴取は事故の原因究明と加害者の特定等に欠くことができないもので、詳しいことが分かるほど、事件の早期解決につながりますので御協力をお願いします。



実況見分

実況見分とは、警察官が

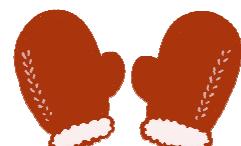
- 交通事故の現場
- 被害者の方が着ていた服や事故車両

などの状況について詳しく調べて、事故の状況や原因を明らかにするためのものです。

被害者等の方には、実況見分に立ち会っていただくことがあります。

また、事故当時に被害者の方が着ていた服などは、事件解決につながる証拠品として提出していただくこともあります。

これは、公判において重要な証拠となりますので何卒御協力をお願いします。



事件送致

警察は、捜査による一定の証拠に基づいて、加害者を犯人であると認めた場合、加害者を「被疑者」と呼び、警察が捜査により明らかにした被疑者及び内容（証拠）を、検察官に送ることを「送致」と言います。

被疑者を逮捕した場合

- 捜査のため必要がある場合は、被疑者を逮捕し、身柄を拘束した時から 48 時間以内に関係書類と証拠品などとともに、検察官に送致する手続をとります。
- 繼続して被疑者の身柄を拘束する必要がある場合は、最長 20 日間被疑者を勾留することもあります。

被疑者を逮捕しない場合

- 被疑者を逮捕しないで、任意で捜査を行った場合は、取調べなどの捜査を行ったのち、関係書類と証拠品を検察官に送致する手続をとります。



起訴

検察官は、警察から送致された証拠などに基づいて、被疑者の取調べを行い、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

- 裁判にかける場合を起訴
- 裁判にかけない場合を不起訴

と言います。

※ 検察官が不起訴処分とした場合、被害者等の方は地方裁判所と主な地方裁判所支部にある検察審査会に不起訴処分を不服とする審査の申立てができます。

起訴には

- 公開の法廷での裁判を請求する**公判請求**
- 軽微な犯罪について書面審理だけを請求する**略式命令請求**

とがあります。（被疑者は起訴されると「被告人」と呼ばれます。）

※ 検察官から被害者等の方に事情を聞かれことがあります、起訴、不起訴の判断のため重要なものであるため、御理解ください。

公判

公判では、裁判官が証拠による審理を行い判決を下します。



被害者等の方には、証人として公判で証言していただくことがあります、
公判に際しては、心情に配意して次のことが認められています。

- 裁判所が認める適当な人に付き添ってもらうこと。
- 被害者等の方が、被告人や傍聴人から見えないように、間に遮へい物を設置してもらうこと。
- 別室から、ビデオモニターを通じて証言すること。

この他に次のような制度があります。

- 第1回の公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。
- 被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 被害者等の方の申出があれば、公判を優先して傍聴することができるよう配慮がされます。
- 被告との間で示談した場合に、別に民事訴訟を起こさなくてもいいようにその示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。
- 檢察庁で冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることができます。
- **被害者参加制度**

自動車運転死傷処罰法等の被害者等の方は、裁判所の許可を得て、「被害者参加人」という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。具体的には、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対し質問したり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

○ 被害者参加旅費等支給制度

「被害者参加人」の方には国から旅費や日当、宿泊料が支給されます。ただし、宿泊料の支給は被害者参加人が出席する裁判所が遠方のためなどの理由により宿泊を伴う場合に限られます。

旅費は、住所地から裁判所間の往復のために使った鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃のほか、バス、タクシー、自家用車を利用した場合においても、旅費が支給されます。

日当は、公判期日等への出席のための旅行に必要な日数に応じて支給されます。

○ 国選被害者参加弁護士制度

被害者参加人となった被害者等の方は、公判期日への出席や被告人質問等の行為を弁護士に委託することができますが、その資力（現金、預金等の合計額）から療養費等の額（犯罪行為を原因として請求の日から6か月以内に支出することとなると認められる治療費その他の費用の合計額）を控除した額が、基準額（200万円）に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士の援助を受けられるようするため、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

○ 損害賠償命令制度

危険運転致死傷罪等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等の方は、刑事事件が地方裁判所に係属している場合に、その刑事事件を担当している裁判所に対し、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てを行なえます。この手続は、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として4回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者等の方による被害事実の立証が容易になっています。

なお、4回以内の期日では終わらない場合や、損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議の申立てがあった場合等は、通常の民事訴訟手続に移行します。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。

また、少年による事件の被害者等の方には、次のような制度があります。

- 被害者等の方は、審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録（少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除く。）の閲覧、コピーができます。
- 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、自動車運転過失致死傷罪等の被害者等の方は、裁判所の許可を得て少年審判を傍聴することができます。（加害者の年齢が事件当時、12歳以上の場合に限られます。また、傷害の事案にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）
- 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。
- 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。

詳しくは、事件を担当する家庭裁判所にお問い合わせください。

更生保護において利用できる主な制度

加害者が二度と同じ過ちを繰り返さないよう、指導監督や援護等を行う更生保護の機関も、被害者等の方の支援に取り組んでいます。

- 意見等聴取制度
地方更生保護委員会が行う加害者の「仮釈放・仮退院」の審理において意見等を述べることができます。
- 心情等伝達制度
被害に関する心情、被害者等の方の置かれている状況等をお聞きし、これを受刑中・在院中の加害者に伝え、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導等を行います。
- 被害者等通知制度
加害者の仮釈放・仮退院審理や保護観察の状況等に関する情報を希望される被害者等の方に通知します。

※ 仮釈放・仮退院：刑務所や少年院の収容期間の満了前に一定の条件の下に釈放して保護観察に付す制度

詳しくは、最寄りの保護観察所にお問い合わせください。

4 自動車保険等について

交通事故の被害者等の方への保障制度は、次のようになっています。

自賠責保険（共済）と任意保険（共済）

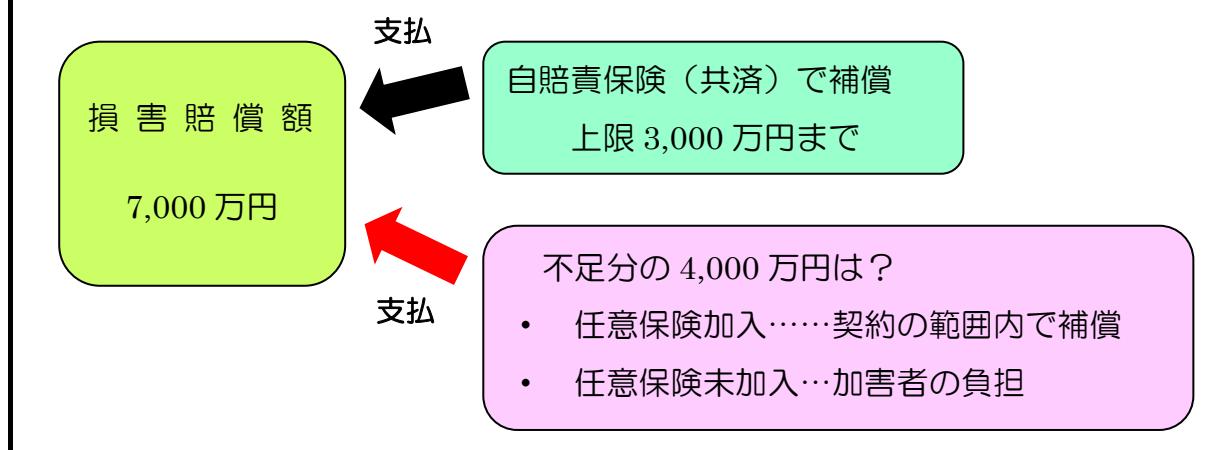
自動車保険には、強制保険と呼ばれている自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）と任意保険があり

- 自賠責保険は、交通事故による被害者等の方の保護を図る目的で、車（原付も含む）1台ごとに加入を義務付けられている保険
 - 任意保険は、自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険
- で、次のようになっています。

| 自賠責保険 | 対比 | 任意保険 |
|------------------|-------|---------------|
| 加入しなければならない（義務） | 加入 | 任意 |
| 人身損害だけ | 対象 | 人身損害と物損 |
| 死亡 傷害 後遺障害 | 支払限度額 | 保険契約の限度額までの補償 |

人身損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害額が補償額を上回ったときは、上回っている分は任意保険により補償されることとなります。

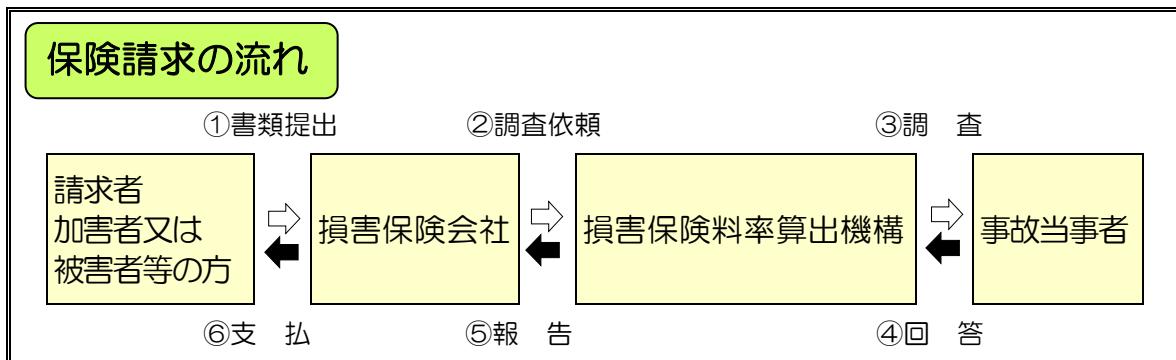
例えば、死亡事故で損害賠償額が7,000万円となった場合、自賠責保険で上限3,000万円が補償され、不足分の4,000万円は加害者側が加入している任意保険で補償（全額又は一部）されます。未加入の場合、加害者負担となります。



自賠責保険(共済)の請求方法

○ 自賠責保険の請求

加害者又は被害者等の方が、各損害保険会社（組合を含む）に対して、交通事故証明書、診断書等の必要書類を提出して損害賠償額の支払を請求します。



被害者請求

被害者等の方が直接、損害保険会社などに対して損害賠償額の支払を請求できます。請求先は、一般的には事故を起こした自動車（加害者側）が加入している損害保険会社です。

○ 請求できる期間

| 請求区分 | いつから | いつ（時効完成日）までに |
|------|-------|--------------|
| 傷害 | 事故発生日 | 事故発生から3年以内 |
| 後遺障害 | 症状固定日 | 症状固定日から3年以内 |
| 死亡 | 死亡日 | 死亡日から3年以内 |

○ 仮渡金制度

被害者等の方が交通事故によって困窮することのないよう、当座の出費に充てるために、被害者等の方が仮渡金を損害保険会社に請求することができます。

加害者請求

損害賠償金を支払った運転者等から、加入している損害保険会社などに対して保険金を請求できます。総損害額の確定前でも、被害者の医療機関への治療費の支払い等や、被害者等の方への賠償等をした都度、限度額の範囲内で何度も損害保険会社に対して保険金を請求することができます。

○ 請求できる期間

| 請求区分 | いつから | いつ（時効完成日）までに |
|------|--------------|------------------|
| 傷害 | | |
| 後遺障害 | 損害賠償金を支払ってから | 損害賠償金を支払ってから3年以内 |
| 死亡 | | |

※ 保険金請求の具体的な手続については、損害保険会社にお問い合わせください。

任意保険（共済）



事故後速やかに連絡



保険会社

※ 保険金請求の具体的な手続については、加入先の各損害保険会社にお問い合わせください。

政府の保障事業

政府の保障事業は、「ひき逃げ事故」や事故を起こした相手方が自賠責保険未加入であったために自賠責保険（共済）による救済の対象にならない場合、その損害が健康保険等の社会保険による給付や、加害者・運転者等の賠償責任者からの支払いによっても充分にてん補されない場合に、政府（国土交通省）が自動車損害賠償補償法に基づき、被害者等の方の救済を図るために損害のてん補（支払）を行う制度です。



※ 物損事故や自損事故はてん補されません。

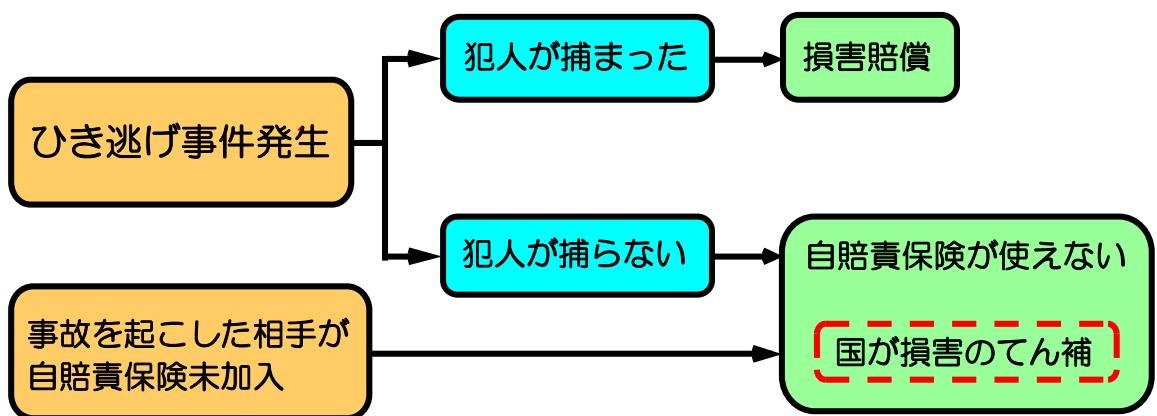
ひき逃げ事故とは

自動車の運行によって、人の生命又は身体が害された場合において、加害運転者が逃亡して判明しない事故のことで、歩行者を轢いた場合のみならず、車両同士が接触・衝突し負傷させた後に逃走した場合等も含みます。

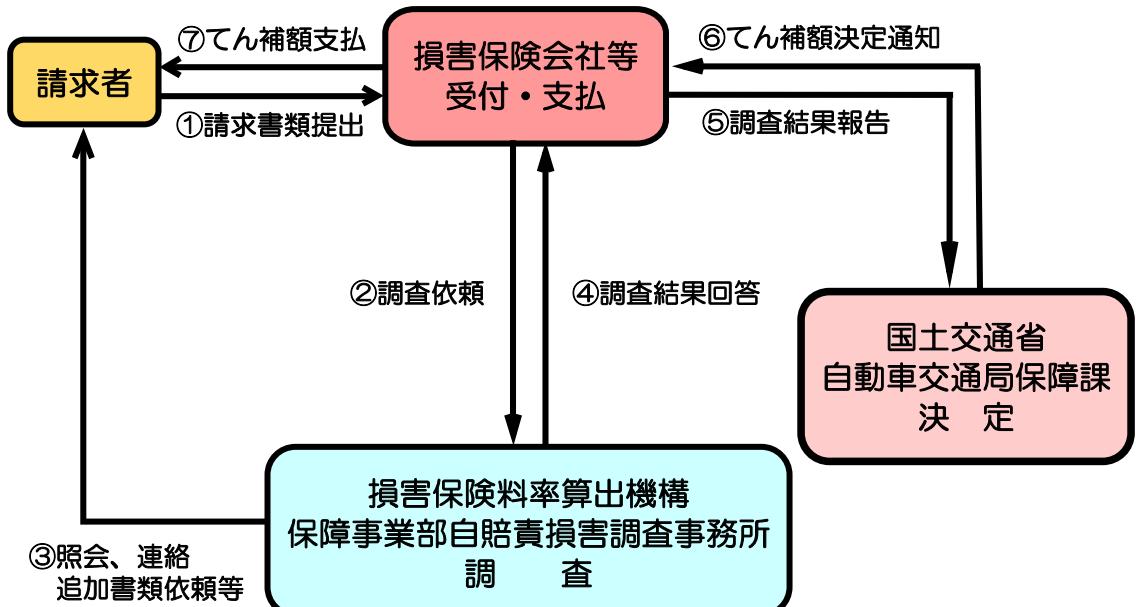
無保険事故とは

加害車両に自賠責保険がかけられていなかった場合や、事故前に自賠責保険の期限が切れていた場合のように、自賠責保険の被保険者でない者による事故をいいます。

政府の保障事業



政府保障事業請求から支払までの流れ



※ 政府の保障事業については、自賠責保険で適用される仮渡金に相当する制度はありません。

政府保障事業請求の受付窓口

請求は、損害保険会社（組合）の各支店等の窓口で受付けています。

なお、保険代理店では受付けられませんので、直接損害保険会社（組合）の窓口に請求してください。

自賠責保険（共済）と政府の保障事業の違い

| 自 賠 責 保 險（共済） | | 政 府 の 保 障 事 業 |
|----------------------------------|------------|---|
| 加害者及び被害者 | 請求権者 | 被害者のみ |
| 死亡、傷害、後遺障害に応じて人身事故の損害を対象に支払われます。 | 支 払 限度額 | 自賠責保険と同額となります が、社会保険（健康保険や労災保険等）による給付があれば、その金額を差し引いててん補し、これは政府が支払金額を限度として加害者（損害賠償責任者）に求償します。 |
| 被害者に重大な過失のあった場合に減額されます。 | 減額等 | 民法上の過失相殺が適用されます。 |

※ 詳しくは、損害保険会社等にお問い合わせください。

その他の賠償請求

自動車による人身事故の損害賠償責任については、自動車損害賠償保障法第3条に定めがあり、被害者等の方は、加害者本人のほかに、自家用自動車の所有者や運送事業者等に対して損害賠償請求を行うことができます。

※ 損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民事手続に従って行われるもので、刑事手続とは別個のものですので、警察が直接関与することができません。

民事手続などの相談窓口は、24ページの資料5「各種相談窓口一覧表」を御覧ください。

5 援助や救済制度について

交通事故の被害者等の方に対する援助・救済制度については、次のようなものがあります。

経済的支援や各種支援・福祉制度



官公庁が行うもの

| 名 称 | 内 容 |
|---------|---|
| 福 祉 制 度 | <p>生計を支えていた方が、亡くなったり、重度の後遺障害等により、生活が困窮した場合等において、児童扶養手当や母子福祉資金の貸付け等の各種福祉制度や、困窮の程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。</p> <p style="color: red;">窓口：市役所・町役場、福祉事務所</p> |

※ 詳しくは、関係する機関にお問い合わせください。

各種援助・救済機関が行うもの

独立行政法人 自動車事故対策機構山口支所 (NASVA : ナスバ)

山口市吉敷下東1-3-1山陽ビル吉敷2階 ☎ 083-924-5419

※ 交通事故被害者ホットライン ☎ 0570-000738

自動車事故対策機構ホームページ <http://www.nasva.go.jp>

交通事故被害者の法律、金銭、介護など、交通事故に起因する悩み事に応じて各種関係機関の相談窓口等の紹介をしたり、**交通遺児や重度後遺障害者の子弟への無利子貸付け**を行っています。貸付対象者は、中学校卒業までの交通遺児等です。

公益財団法人 交通遺児育英会

☎ 03-3556-0773

☎ 0120-52-1286

交通遺児や重度後遺障害者の子弟への無利子貸付けを行っています。貸付対象者は、高等学校以上の交通遺児等です。

公益財団法人 交通遺児等育成基金 ☎ 0120-16-3611

☎ 03-5212-4511

交通事故により生計を支えていた方（一般的には世帯主）が亡くなられたり、又は重度の後遺障害が残った方の御家庭で、生活が困窮しており、かつ義務教育修了前の子弟がいる家庭を対象とし、一定の条件の下に、**返済の必要のない「越年資金」「小中学校入学支度金」「進学等支援金」「緊急時見舞金」の給付**を行っています。

公益財団法人 日本財団まごころ奨学金 ☎ 03-3288-8393

日本財団 まごころ奨学金ホームページ <http://nf-yoho.com/>

保護者または本人が犯罪に遭遇して経済的に不安定となり、奨学金の給付を必要とする御家庭の子弟で、**高校・特別支援学校高等部・大学・大学院・短大・専修学校（専門課程・高等課程）・高等専門学校に在学又は進学を予定している方**に対し、**奨学金を給付**しています。

一般財団法人 道路厚生会 ☎ 03-3288-8393

東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)の管理する道路で交通事故により死亡された方の遺児で、**経済的に修学困難な高校生等**に対し、**返済の必要のない「修学資金」の給付**を行っています。

日本司法支援センター山口地方事務所（法テラス山口） ☎ 0120-078-353

犯罪被害者支援ダイヤル ☎ 0120-079-714

法テラスホームページ <http://www.houterasu.or.jp>

法制度及び支援団体等についての情報の提供を行っています。また、個々の状況に応じて、犯罪被害者等支援の経験や理解のある弁護士を紹介します。さらに、経済的にお困りの方に対して無料法律相談や、弁護士費用等の立替えを行っています。（御利用には要件があります。）その他、刑事裁判に参加する場合には、一定の要件のもと、「被害者参加人のための国選弁護士制度」や「被害者参加旅費等支給制度」も御利用できます。

※ 詳しくは、関係する機関等にお問い合わせください。

税法上の救済制度

交通事故により、負傷して医療費を支払ったり、身体に障害を負った方、あるいは、配偶者と死別した方には、所得税が減額される「所得控除」が認められる場合があります。所得控除には、次のようなものがあります。

| 名 称 | 内 容 |
|-------------|--|
| 医 療 費 控 除 | 支払った医療費（その医療費を補てんするために支払を受けた保険金等を除く。）の金額（一定額を超える部分に限る。）が控除されるもの。 |
| 障 害 者 控 除 | 障害の程度によって区分され、障害者27万円、特別障害者（特に障害が重い場合）40万円が控除されます。また、同じ家計で生活している配偶者や扶養親族と同居している特別障害者は「同居特別障害者」になり、さらに控除額が多くなります。 |
| 寡 婦（寡 夫）控 除 | 夫と死別した妻（寡婦）又は妻と死別した一定の夫（寡夫）の方等に原則として27万円（特定の場合は35万円）の控除額が認められるもの。 |

※ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

交通事故における被害者等の方を支援するため、官公庁や公的機関、その他各種の機関が、それぞれ相談窓口を開設しています。それらの窓口については、本文15~19ページの各機関、24ページの**資料5「各種相談窓口一覧表」**を御覧ください。



6 心のケア・カウンセリング等の支援

交通事故・事件の被害者等の方は、事故直後や一定の期間が経過した時点で、

- 不安でたまらない
- イライラする
- 眠れない
- 自分を責めてしまう
- 何も手に付かない
- 心細く寂しい

などの精神的な症状が出ることがあります。

これらの症状は決して特別なことではなく、誰にでも起こりうるもので、多くは時間の経過に伴って軽減していくのですが、大変辛い思いであることに変わりありません。

このような心の状態をより早く回復させるためには、専門的な知識、技能を持った医療機関や心理カウンセラー等の専門家による対応が望されます。

しかし、「どこに行けばいいのか、どうすればいいのか、自分では自分の状態がよく分からない、専門機関の受診等は気後れする」というような場合があると思います。そのような場合にまず利用していただきたい制度、相談窓口を御案内します。

被害者等支援心理カウンセラー制度（山口県警察）

交通事故・事件の被害者等の方については、警察部内の公認心理師等や警察が委託契約する部外の公認心理師等によるカウンセリングを受けることが出来る「被害者等支援心理カウンセラー制度」がありますので、担当の捜査員等に御相談ください。

山口県警察本部犯罪被害者支援室 ☎ 083-933-0110
事件を担当する警察署等 ※ 電話番号は25ページ参照

山口県精神保健福祉センター（心の健康電話相談）

心の健康相談等、精神保健福祉全般の相談に応じる「山口県の機関」です。

山口市吉敷下東4丁目17番

☎ 083-901-1556

月～金曜日 午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分
(祝日、年末年始を除く)

公益社団法人 山口被害者支援センター

民間被害者支援団体として情報提供、専門機関のご紹介、電話や面接での相談などを行い、精神的なサポートも行っています。



山口県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人

山口被害者支援センター

○ 相談電話：083-974-5115

月～金曜日 午前10時から午後4時（祝日、年末年始を除く）

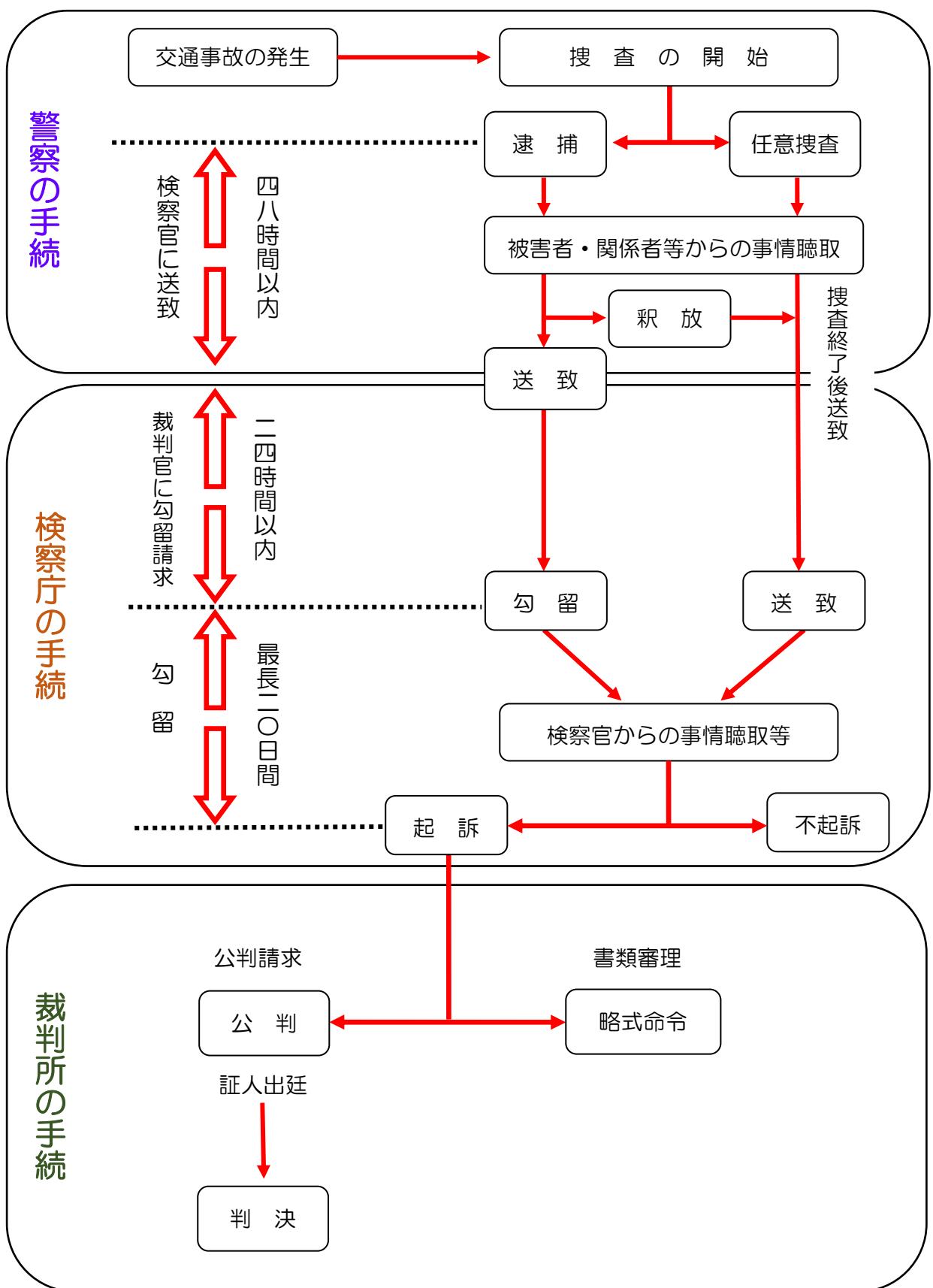
- 相談は無料です
- 相談の内容は絶対に外には漏れません
- 匿名の相談でもかまいません



～心も身体と同様、適切な手当をすることが大切です～



刑 事 手 続 の 流 れ 図



山口県犯罪被害者等支援条例

山口県では、被害者等の方が置かれている状況や支援の必要性等について、広く県民の理解を深め、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、「山口県犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和3年4月1日施行しました。

■ 条例の概要

目的

- ・ 犯罪被害者等の権利利益の保護
- ・ 県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現

基本理念

- ・ 尊厳を尊重した支援
犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、尊厳にふさわしい処遇が保証されること。
- ・ 個々の状況に応じた支援
犯罪被害者等が受けた直接的な被害又は二次的被害（※）の状況等に応じた適切な支援が行われること。
- ・ 途切れのない支援
犯罪被害者等に必要な支援が途切れることなく行われること。
- ・ 連携による支援
県、市町、民間犯罪被害者等支援団体その他の関係者相互間の連携を図りながら行われること。

責務・役割

- ・ 県の責務
支援のための施策を総合的に策定及び実施すること。
- ・ 市町との連携
県は施策の策定及び実施に当たって、市町との連携に努めること。
- ・ 県民の責務
支援について理解を深め、二次的被害が生じないよう配慮すること。
- ・ 事業者の責務
労働環境の整備のため必要な措置を講じ、事業活動を行うに当たり二次的被害防止に配慮すること。
- ・ 民間犯罪被害者等支援団体の役割
専門的知識・経験を活用し、支援を行うよう努めるとともに、支援の推進に積極的な役割を果たすこと。

※ 「二次的被害」とは、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に対する配慮に欠ける言動、誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいいます。

市町の見舞・助成金制度

各市町には犯罪による被害を受けられた方へ見舞金等を支給する制度があります。（下記以外の支援を実施している場合もあります。詳しくは各市町へお問い合わせください）

| 市町名 | 見舞金の種類等 | | |
|--------|---------|---|--|
| | 死亡 | 傷害 | その他 |
| 下関市 | — | — | — |
| 宇部市 | 30万円 | 全治1か月以上 10万円 | — |
| 山口市 | 30万円 | 療養1か月以上かつ3日以上入院 (精神疾患の場合、療養1か月以上かつ 3日以上労務に服することができない) 10万円 | 性犯罪被害見舞金 10万又は5万円 |
| 萩市 | — | — | — |
| 防府市 | 30万円 | 全治1か月以上 10万円 | 性犯罪被害支援金 10万又は5万円 |
| 下松市 | 30万円 | 療養1か月以上(過失の場合は3か月以上) かつ3日以上入院 20万円 | 性犯罪被害見舞金 10万円 |
| 岩国市 | 30万円 | 療養1か月以上かつ3日以上入院 (精神疾患の場合、療養3か月以上かつ 3日以上労務に服することができない) 10万円 | 遺族子育て支援金 10万円 性犯罪被害支援金 10万又は5万円 |
| 光市 | 30万円 | 療養1か月かつ3日以上入院 20万円 | 性犯罪被害見舞金 10万円 |
| 長門市 | 30万円 | 全治1か月以上かつ3日以上入院(精神疾患の 場合、3日以上労務に服することができない) 10万円 | — |
| 柳井市 | 30万円 | 療養1か月以上かつ3日以上入院 (精神疾患の場合、療養3か月以上かつ 3日以上労務に服することができない) 10万円 | 性犯罪被害見舞金 10万円 |
| 美祢市 | 30万円 | 療養1か月以上かつ3日以上入院(精神疾患の 場合、3日以上労務に服することができない) 10万円 | — |
| 周南市 | 30万円 | 療養1か月以上かつ入院3日以上 10万円 | 精神療養見舞金 5万円 性犯罪被害見舞金 10万円 |
| 山陽小野田市 | 30万円 | 療養1か月以上かつ3日以上入院 10万円 | 性犯罪被害見舞金 10万円 |
| 周防大島町 | — | — | — |
| 和木町 | 30万円 | 全治1か月以上かつ3日以上入院 (精神疾患の場合、療養1か月以上かつ 3日以上労務に服することができない) 10万円 | 性犯罪被害見舞金 10万又は5万円 |
| 上関町 | — | — | — |
| 田布施町 | — | — | — |
| 平生町 | — | — | — |
| 阿武町 | 30万円 | 全治1か月以上かつ3日以上入院 (精神疾患の場合、療養1か月以上かつ 3日以上労務に服することができない) 10万円 | 性犯罪見舞金 10万又は5万円 |

令和6年10月現在

（変更が生じている場合があります。現時点の内容については各市町にお問い合わせください）

県・市町の相談窓口

地方公共団体には、被害者等の方からの相談・問合せに対応して、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行う、「総合的対応窓口」が設置されています。

| 県 | 担当課 | 電話番号 |
|--------|----------|--------------|
| 山口県 | 県民生生活課 | 083-933-2619 |
| 市町 | 担当課 | 電話番号 |
| 下関市 | 生活安全課 | 083-242-0797 |
| 宇部市 | 市民活動課 | 0836-34-8235 |
| 山口市 | 生活安全課 | 083-934-2986 |
| 萩本市 | 市民活動推進課 | 0838-25-3601 |
| 防府市 | 福祉総務課 | 0835-25-2332 |
| 下松市 | 生活安全課 | 0833-45-1828 |
| 岩国市 | くらし安心安全課 | 0827-29-5018 |
| 光市 | 生活安全課 | 0833-72-1451 |
| 長門市 | 市民活動推進課 | 0837-27-0154 |
| 柳井市 | 危機管理課 | 0820-22-2111 |
| 美祢市 | 福祉課 | 0837-52-5227 |
| 周南市 | 生活安全課 | 0834-22-8320 |
| 山陽小野田市 | 生活安全課 | 0836-82-1133 |
| 周防大島町 | 総務課 | 0820-74-1000 |
| 和木町 | 保健福祉課 | 0827-52-2195 |
| 上関町 | 総務課 | 0820-62-0311 |
| 田布施町 | 総務課 | 0820-52-5802 |
| 平生町 | 総務課 | 0820-56-7111 |
| 阿武町 | 総務課 | 08388-3-3110 |

受付／月～金 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

各種相談窓口一覧表

| | 名 称 | 電 話 | 所 在 地 |
|------------------------------------|--|--|--|
| 県 | 山口県交通事故相談所 | 083-933-2623 | 山口県庁県民生活課内(県庁2階) 月・火・木・金曜日 午前9時から午後5時 (祝日、年末年始を除く) ※面談の場合は、要事前予約 |
| 市及び団体の交通事故相談所 | 下関市市民相談所 | 083-231-3730 | 下関市役所内 |
| | 交通安全協会 山陽小野田交通事故等相談所 | 0836-84-0110 | 山陽小野田警察署内 月・水・金曜日 午前9時から午後5時 (祝日、年末年始を除く) ※要事前予約 |
| | 中国四国防衛局 岩国防衛事務所 業務課業務第二係 | 0827-21-6195 | 岩国市中津町2-15-7 合衆国軍隊及び構成員等(軍人・ 軍属)との事故等で損害を受けられ た方々への損害賠償業務 |
| | (公益財団法人) 交通事故紛争処理センター 広島支部 | 082-962-5421 | 広島市中区八丁堀14-4 JE I 広島八丁堀ビル4階 自動車事故による損害賠償問題の 解決を公正中立な立場の弁護士が 無料でお手伝いします。 |
| (公益財団法人) 日弁連交通事故相談センター 山口県支部 | (面接法律相談) 0570-064-490 ※要事前予約 | (電話法律相談) 0120-078-325 月～金曜日 午前10時から 午後7時 (祝日、年末年始を 除く) | 山口県弁護士会館他県内各地で 相談日を設けて実施 (詳細は電話でのお問い合わせを) 交通事故における過失割合や保険 金の支払を巡る トラブル等の法律 相談、損害賠償の交渉に関する示 談の斡旋等。 |
| | (一般社団法人) 日本損害保険協会 そんぽADRセンター近畿 (損害保険紛争解決サポートセンター) | ナビ タイベル 0570-02-2808 (06-7634-2321) | 大阪市中央区北浜2-6-26 大阪グリーンビル9階 ○電話での相談 |
| | J A共済連交通事故相談所 | 083-902-5579 | 山口市小郡下郷2139番地 月～金曜日 午前9時から午後5時 (祝日、年末年始を除く) 交通事故に伴う 損害賠償等に關する相談。 面談も可 ※要事前予約 |

※ 事前に電話で、相談日・時間等の確認を。
 また、任意加入している各損害保険会社でも相談を受け付けています。

県下警察署

| 名称 | 所在地 | 電話 |
|----------|-----------------|--------------|
| 岩国警察署 | 岩国市麻里布町6-15-20 | 0827-24-0110 |
| 柳井警察署 | 柳井市南町2-4-18 | 0820-23-0110 |
| 光警察署 | 光市中央2-1-14 | 0833-72-0110 |
| 下松警察署 | 下松市大手町3-2-1 | 0833-44-0110 |
| 周南警察署 | 周南市大字徳山5632-4 | 0834-21-0110 |
| 防府警察署 | 防府市駅南町7-22 | 0835-25-0110 |
| 山口警察署 | 山口市吉敷下東4-17-10 | 083-924-0110 |
| 山口南警察署 | 山口市小郡下郷3848-1 | 083-972-0110 |
| 宇部警察署 | 宇部市常藤町3-1 | 0836-22-0110 |
| 山陽小野田警察署 | 山陽小野田市日の出1-6-10 | 0836-84-0110 |
| 小串警察署 | 下関市豊浦町大字小串191-1 | 083-772-0110 |
| 美祢警察署 | 美祢市大嶺町東分312 | 0837-52-0110 |
| 長門警察署 | 長門市東深川777 | 0837-22-0110 |
| 萩警察署 | 萩市大字土原476-1 | 0838-26-0110 |
| 下関警察署 | 下関市細江町2-3-8 | 083-231-0110 |
| 長府警察署 | 下関市長府才川1-44-45 | 083-248-0110 |

高速道路交通警察隊

| | | |
|-------|----------------|--------------|
| 高速隊本部 | 山口市小郡上郷1221番地 | 083-972-5199 |
| 徳山分駐隊 | 周南市大字久米2803番地1 | 0834-28-5031 |
| 小郡分駐隊 | 山口市小郡上郷1221番地 | 083-972-5159 |
| 下関分駐隊 | 下関市椋野町2-4-1 | 083-223-0644 |

加害者の保険の加入情報をメモしておきましょう



因りごとリスト

2025年4月

編集 山口県警察本部

警務部警察県民課

犯罪被害者支援室